様式第９（第47条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第48条の11第２項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

環　境　大　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第48条の11　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

㈠～㈢　略

㈣　第48条の11に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第10（第48条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第50条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第８条、第11条第１項若しくは第３項、第14条第１項若しくは第３項、第18条、第19条第１項、第35条、第40条第１項若しくは第２項又は第41条第１項に規定する権限の一部を行わせることができる。

２・３　（略）

（新規）

様式第８（第35条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第50条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第８条、第11条第１項、第14条、第18条、第19条第１項、第35条、第40条第１項若しくは第２項又は第41条第１項に規定する権限の一部を行わせることができる。

２・３　（略）

（環境省組織規則の一部改正）

第二条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室） **第二十一条**　（略） ２・３　（略）	（鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室） **第二十一条**　（略） ２・３　（略）